

## 【速報】賀茂道子氏との係争に完全勝訴しました！

2024年2月から係争になっていた、名古屋大学特任准教授である賀茂道子氏との裁判に最終的に勝訴しました。

賀茂氏は、当研究会のウェブサイトに掲載されている、『歴史認識問題研究』第11号(2022)に掲載された自身の本に対する書評データを削除せよと、弁護士を通じて要求してきました。当該データは、賀茂氏の『GHQは日本人の戦争観を変えたか—「ウォー・ギルト」をめぐる攻防』(光文社、2022)を、有馬哲夫早稲田大学教授が書評したものです。

有馬氏は、同書は同じテーマを扱った高橋史朗氏や有馬哲夫氏ほか、多くの先行研究に触れておらず、「盗作・盗用といわれても仕方ない」と厳しく指摘しました。また、賀茂氏は『GHQは日本人の戦争観を変えたか』で「WGIP洗脳言説」を否定していますが、同様のことは若林幹夫『「GHQ洗脳説」は誤りである』(デザインエッグ社、2018)が、より詳細に述べています。その他にも有馬氏は多くの実例を挙げた上で、「彼女の著書は、研究倫理上きわめて大きな問題があるといわざるを得ない」と、この書評を結んでいます。

その後、2024年2月21日に賀茂氏が依頼した弁護士より当研究会宛に、書評削除を要求する連絡が届き、翌22日には同内容の内容証明書が、歴史認識問題研究会事務局に届きました。歴認研は「言論には言論で対抗する」をモットーとしており、書評削除には法的な理由がないものと判断し、応じられない旨を伝え、弊誌に反論を寄稿することを提案しました。ところが、賀茂氏はそれを拒否して名古屋地方裁判所に掲載データ削除の仮処分命令を申し立て、歴認研と賀茂氏の係争が始まりました。

2025年2月28日に名古屋地裁が賀茂氏の要求を全て認め、有馬氏の書評に関する歴認研のウェブサイト記事を「仮に削除」するよう命じました。これにより、一時期、有馬氏の書評がウェブ上で閲覧できなくなりましたが、歴認研は削除命令を不当として、命令を取り消すための「保全異議」の申立てを名古屋地裁に対して行いました。その結果、2025年9月30日の保全異議申立決定では、歴認研が逆転勝訴しました。

仮削除の命令が取り消され、歴認研は有馬氏の書評を復活させましたが、賀茂氏側が不服を申し立てたため、高裁まで審理が進みました。本年2月6日、名古屋高裁が賀茂氏の抗告を棄却しました。地裁、高裁とも、有馬氏の書評は意見ないし論評であること、違法性阻却事由が認められる等(公益性があり、著しく回復困難な損害を被るおそれが賀茂氏にあるとは認められない)からして、賀茂氏が求めた仮処分決定は認可できないという判断でした。

尚、その後、賀茂道子氏から名古屋高裁へ最高裁宛の「特別抗告」申立と、高裁宛での「許可抗告」申立がありましたが、この二件の申し立てについても、本年3月5日に賀茂氏が「取下げ」たことで終了し、結論として保全抗告結果が維持され、歴認研側の勝利で完全決着しました。

約2年間の裁判を闘い抜けたのも、多くの方々が歴史認識問題研究会の研究活動を支持し、応援して下さいました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。また、代理人として適切な弁護活動をして下さった内田智弁護士にも感謝いたします。

賀茂氏との係争を通じて、学問・表現の自由は何があっても守らねばならない、と改めて実感いたしました。自著を批判されたからといって、学術的に反論せず、法的手段を用いて相手の言論を封殺しようとするのは、研究者としてあるまじき行為です。本裁判の経緯及び結果が、学術研究における学問・表現の自由の重要性を知らしめる一助となれば、幸いです。